

財六甲台後援会だより(十二)

本会からの六甲台五部局への新しい助成事業

以前から検討を重ねてきた六甲台五部局、すなわち、法・経済・経営学部と各研究科、国際協力研究科および経済経営研究所への助成事業が確認されました。中には若干調整を要するものもあります。それらはおよそ以下の通りです。

(一) グローバルCOEの採択に向けての助成

皆さんご承知の通り以前にご報告しましたCOE(センター・オブ・エクセレンス)という表示のついた研究拠点校に、母校神戸大学五部局は、社会科学系では全国トップの三つのテーマで指定されていました。これは、世界的な研究拠点になることができると判断される研究校を文科省が指定するもので、そのために一定額の研究費が保障されていました。ところが、平成二十年二月に申し込みが締め切られ、六月に最終決定される新しい「グローバルCOE」がいま募集されています。このグローバルCOEは、既に平成十九年から始まっているのですが、それは自然科学系の研究の募集でした。残念ながら、この新しいCOEでは大阪大学などは七件、東京大学・京都大学は各六件、東北大学・東京工大は各五件、さらに早稲田大学も四件など採択されましたが、神戸大学は一件しか認められませんでした。今年はいよいよ社会科学系についても募集されますが、原則として以前のCOEの半分程度の件数しか認められないことに

なっております。したがってわが神戸大学五部局でも、以前のCOEのように三つも指定されるというのは難しい状況になっています。中国などでは、日本の大学の優劣をこのCOEが何件認められているかで評価すると言われるほど、このCOEの採択数は、外国でも注目されるようになってきました。そこで理事会としては、五部局で考えられている三つのプロジェクト、すなわち、法学部と経済学部が一体となったプロジェクト、経営学関連のプロジェクト、および研究所と国際協力研究科が一体となったプロジェクトに対して支援をすることにしました。それぞれのプロジェクトでは、研究推進のために優れた外国人を招聘し、研究会もしくはコンファレンスを持つとうとするもので、そのための必要経費は、本年度六甲台後援会創立五十周年記念事業のために予算化していた金額を当てることにしています。

(二) 次に、授業の科目改正に伴う支援です。従前は、ご承知のように、経済学部の学生でも、例えば、法学部や経営学部の授業のいくつかを必須科目として履修させるようになっていました。ところが、最近、学部学生数も多くなっただけでなく、経済・経営および法学部が旧帝大と同じように大学院重点学部になり、博士前期課程一学年の定員だけでも、学部学生数の三分の一近い学生が入学するようになりました。その上、留学生数が増加し、三学部間の相互履修したこともあって、先生方の授業負担が増加し、その意味では、神戸制度の維持が困難になってしまいました。その意味では、高商以来の伝統のある授業体制が欠けてしまうことになったわけで

す。この体制を確立するためには、ひとつは三学部のカリキュラムを全体として再検討するという方法もありますが、このたび三学部教授会では、それぞれの学部でもっとも重要な科目を二つ選び、計六科目の中から、各学部学生は他の二学部の四科目を必修するという制度にしたいという提案が生まれてきました。これを工夫して充実させていくと、従来の単なる他学部科目の履修だけでなく、近來話題になることも多い二重学位制（すなわち、法学部の学生が、法学士だけでなく、経営学士または経済学士の学位も得られる）の可能性にも発展させることも不可能ではありません。そのための発展性も含めて、差し当たり、前述の相互履修推進のための費用も保障することにしました。

(3) 最後に、一橋大学などでは既に実施している奨学制度の採用です。すなわちこのたび、六甲台後援会では、学部生および博士前期院生のうち、成績優秀者一学年一名宛に年額六十万円を支給したいという四部局の要請を、基本的に了承することにしました。これは学部三部局で各学年ごとに一名なので、計十二名、前期課程院生は、各学年一名×四部局で計八名、両方合計で二十名に対して奨学金を与えることとすれば、毎年一千二百万円、差し当たり十年間続けるるとすれば一億二千万円を当てることになりました。

新聞で報道されたように、東京大学では来年から、入学許可になった新入生で親の年収が四百万円以下の場合には、授業料を免除するとともに、大学院生に対しては、学部学生に対するティーチング・アシスタント、およびリサーチ・アシスタントに採用して毎月一定

額を支給し、事実上全員授業料を免除して、全国および世界から優秀な学生を採用するようにしようという試みも工夫されつつあります。それに比べると、わが六甲台後援会の支援体制は決して十分ではありません。しかし、新しい飛躍が始まろうとしていることだけは皆さんに理解頂けるものと確信しています。

遺産による当財団への寄付金の取り扱いと寄付金状況

当財団は特定公益増進法人として認可されてきましたので、ご承知の通り、当財団へのご寄付は個人および法人でその処置の仕方に差はありますが、それぞれ税法上の特別な扱いを受けられるようになっていました。しかし、前に本誌でもご報告したように、当会では今迄、遺産からの寄付についての特別な税法上の取り扱いを措置しておりませんでした。そこで先般新しくその申請をしたところ、文科省から許可されました。その結果、これから皆さんのご遺産からご寄付を受けますと、皆さんの相続財産からその分だけ課税金額が削減できることになりました。どうか皆さん、このことを十分ご理解くださり、六甲台後援会の強化のためにご利用下さるようお願い申し上げます。

なお、本誌第三七五号（平成十九年十一月号）で報告した後、以下の皆さんから、また貴重なご寄付を頂くことができました。

匿名希望者様（昭35・経済Ⅱ）二十万円、野中克己様（昭44・経済）十万円、佐藤禎雄様（昭31・法）三万円、故佐竹正大様（昭25）の奥様より十万円、安田嘉雄様（昭24）十万円、平井保様（昭34・経営）十万円、木下慎一郎様（昭40・経営）一万円、松岡三郎様（昭

35・経済) 十万円、匿名希望者様(昭35・法) 百万円、上堀博三様(昭31・経営) 十万円、計百八十四万円です。皆さんのご厚志のお蔭で、平成十九年度は十二月二十五日現在で一億一千五百八万円、従って平成十六年度に新野理事長が呼びかけられてから今日迄に合計一億六千九百三十二万四千三百四十三円に達しました。ありがとうございました。

六甲台後援会の役員会では、新野理事長がこれまでアピールしてこられたように、大学をめぐる国際的および国内的な環境が激変し、大学間競争が激化し、その優劣ないし格差が急激に顕在化しようとしている今日、今迄の資金をただ後生大事に維持・運営するだけではいけないと判断しています。そこで、法人化が言われるようになった四年前から当会が皆さんに呼びかけてきた新しい募金活動だけでなく、場合によっては、既存基金の取り崩しをしても六甲台五部局の発展のために支援をしなければならぬと考えているところです。どうか皆さん、この理事会の判断を諒とされ今後ますます後援会に対するご協力をお願い申し上げます。

また理事長を中心に、六甲台後援会の役員は、ひとり六甲台五部局のためだけではなく、法人化を記念して昨今はじめられた神戸大学基金の募金のために全面的に協力し、募金担当理事である安藤幹雄氏(昭45・法)を支援しています。前号までをお願いしましたように、どうかよろしく願います。なお、いつもご連絡申し上げますように、六甲台後援会への寄付金の送り先は次の通りです。ご承知の通り、ご寄付頂きましたら折り返し、税法上の特別

措置のある証明書付きの領収書をお送りいたします。

◎銀行送金の場合(領収書送付が遅れないようにするため、必ずご一報ください。)

銀行名 三井住友銀行六甲支店

口座番号 普通預金口座 四〇六九九六

口座名義 (財)神戸大学六甲台後援会

◎郵便振替の場合(通信欄に卒業年と学部名をご記入ください。)

口座番号 〇〇九八〇一九一―一六七七二

口座名義 (財)神戸大学六甲台後援会

〒六五七―〇〇六八

神戸市灘区篠原北町四―一―一五

財団法人神戸大学六甲台後援会事務局

電話・FAX(〇七八) 八六一―三〇一三

